

## プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

## 項目 金融商品の時価に関する開示項目

## I. 本資料の目的

1. これまでの審議では、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。別紙参照。）における 11 の開示項目について開発する基準において適用することの是非を検討してきており、これまでの議論の方向性及び残された主な論点は下表のように整理できる（下線は論点を示している。）。

開示項目	方向性・主な論点
(1) 公正価値のレベルごとの残高	開発する基準において適用する 帳簿価額が時価の近似値となる金融商品は、時価の開示対象から除き、その結果として、本検討の対象からも除く
(2) レベル 1 とレベル 2 の間の振替	開発する基準において適用しない
(3) 使用した評価技法及びインプットの説明	開発する基準において適用する
(4) 評価技法の変更及びその理由	開発する基準において適用する
(5) ポートフォリオの例外規定を適用する場合、その旨	重要な会計方針として開示されるものであるため、開示項目としては記載しない
(6) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報	開発する基準において適用する
(7) 期首残高から期末残高への調整表	<u>情報の有用性</u> <u>購入、売却、発行及び決済額の開示</u>
(8) 純損益に認識した未実現損益	開発する基準において適用する
(9) 企業の評価プロセスの説明	開発する基準において適用する
(10) 観察できないインプットの変化に対する感応度の記述的説明	開発する基準において適用する
(11) 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響	<u>開発する基準において適用するか否か</u>

本資料は、論点の残されている(7)、及び(11)の開示項目について、それぞれの論点を追加的に検討することを目的としている。

2. また、第 133 回金融商品専門委員会（2018 年 9 月 11 日開催）及び第 392 回企業会計基準委員会（2018 年 9 月 12 日開催）において提示した企業会計基準適用指針第 19 号

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下「金融商品時価開示適用指針」という。)における時価に関する開示を追加する文案を基礎として、仮に本資料の開示項目に関する提案によった場合の修正案も示している。

3. なお、検討にあたっては、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)第 40-2 項及び企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下「金融商品時価開示適用指針」という。)第 3 項及び第 4 項における次の定めがあることを前提としており、また四半期開示は、別途検討を行う予定である。
  - (1) 重要性が乏しいものは注記を省略することができる。
  - (2) 連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

## II. 論点に関する追加的検討

### 期首残高から期末残高への調整表

#### (これまでの審議において聞かれた意見)

4. IFRS 第 13 号では、貸借対照表において公正価値で測定される資産及び負債のうち、公正価値のレベル 3 に区分されるものについて、次の金額を調整表の中で区別して開示することが求められている (IFRS 第 13 号第 93 項(e))。
  - (1) 当期純利益又はその他の包括利益に認識した利得又は損失の額
  - (2) レベル 3 からの振替額
  - (3) レベル 3 への振替額
  - (4) 購入、売却、発行及び決済のそれぞれの額
5. 第 132 回金融商品専門委員会及び第 391 回企業会計基準委員会の審議において、本開示項目を開発する基準において適用するうえでは、次のことを提案していた。
  - (1) 第 4 項の各変動理由のそれぞれの情報について、調整表において開示することを求める。ただし、売買目的有価証券及びデリバティブについては、購入、売却、発行及び決済額を個々に区別せず純額で開示すること認める。一方で、その他有価証券については、購入、売却、発行及び決済額それぞれの金額の開示を求める。

- (2) 一般的な重要性の適用による場合を除き、表形式によらない説明を認めるための特段の定めは設けない。一般的な重要性の適用により表形式によらない説明が認められるのは、レベル3の金融商品の残高の期首から期末までの変動の大部分が、単一の変動理由によって説明できる場合に限られる。

6. これに対して以下の意見が聞かれている。

- (1) アウトリーチの意見を除くと開示を正当化する理由が乏しいと考えられるため、当該開示項目の導入には基本的には反対である。仮に当該開示項目を導入するとしても、レベル3の振替額については重要な変化が起きたことのシグナルになるため示してもよいと考えるが、それ以外の変動理由は簡略化してもよいのではないか。
- (2) 当該開示項目の目的はレベル3の金融商品の残高の増減とその理由を把握することであると理解しており、残高の増減が金融商品の数量の増減によるのか、価格の変動によるのかを把握することに集約されると考えると、特に「購入、売却、発行及び決済額」の内訳を示す必要性は低いのではないか。当該開示項目を導入するには、各変動理由を含めた開示の目的や便益を明確化する必要がある。

#### (今回の追加的な分析)

7. 前項の意見に関連して、まず各変動理由それぞれの情報の有用性を確認する。次のように、いずれも有用な情報と考えられるため、開示を求めることに意味があると考えられる。

- (1) 当期純利益又はその他の包括利益に認識した利得又は損失の額

当該変動理由は、レベル3の金融商品の残高の変動額のうち、資産の部又は負債の部の計上されない損益項目に関する変動額を意味するため、他の変動理由とは別に開示することが有用な情報であると考えられる。

また、当期純利益とその他の包括利益とを区分することは、当期のリスクからの開放部分とリスクからの未開放部分として、両者の利益情報としての性質が異なるほか、我が国では純損益が意思決定にとって有用な情報として投資家に重視されていることから、有用であると考えられる。

さらに純利益に関する情報については、第1項表中(8)の「純損益に認識した未実現損益」の開示項目と併せて使用することにより、純利益のうち実現した部分と未実現の部分を区分して把握することが可能となるため、有用な情報を提供すると考えられる。

## (2) レベル3からの振替額、及び(3) レベル3への振替額

レベル3からの振替額は、新たに観察可能なインプットが利用可能になり時価の算定の不確実性が低下した商品がどれだけあるかを理解するために有用な情報である。

また、レベル3への振替額は、観察可能なインプットが利用不可能となった商品がどれだけあるかを理解するために有用な情報である。特に金融危機時には、市場流動性がなくなった商品であることを示唆する情報として有用な情報を提供したと考えられる。

そのため、これらの変動理由を他の変動理由から区分して開示することは、有用であると考えられる。

## (4) 購入、売却、発行及び決済額

購入、売却、発行及び決済額に関する情報については、着目する情報の粒度に分けて情報の有用性を検討する。

- ① 購入、売却、発行及び決済額について純額の情報のみに着目した場合には、期首から期末に残高に著しい増減がなかったとしても、期中に残高の増減を伴う投資活動があったかどうかの判別がつかない。そのため、日常的に短期売買を繰り返し行うことから期首と期末の残高のみに着目すればよい金融商品については特に問題とならないと考えられるものの、中長期間保有する金融商品については、期中の投資行動が把握できないことから、情報の有用性は限定的であると考えられる。
- ② 増加要因（購入及び発行を一纏めとする。）と減少要因（売却及び決済一纏めとする。）の別の情報に着目した場合には、レベル3の金融商品の残高に著しい増減がなかったとしても、期中に残高の増減を伴う投資活動があったものの期首と期末の残高比較で著しい増減がなかっただけなのか、単に期首から期末まで同じ商品を保有し続けたのかを判別することが可能となる。そのため、中長期間保有する金融商品についても、企業の投資行動を理解する上で有用であると考えられる。
- ③ さらに、購入、売却、発行及び決済額の別の情報に着目した場合には、中長期間保有する金融資産を想定すると、同じ減少理由の売却と決済を区別することにより、企業が能動的に金融資産を売却することにより残高が減少したのか、契約上の取り決めにより金融資産が満期を向かえて決済されたことにより残高が減少したのかを判別することができ、中長期間保有する金融商品に

ついて企業の投資行動を理解する上で最も有用であると考えられる。例えば、過去の投資により生じたレガシー資産を企業が売却処理できているか確認することに役立つと考えられる。

8. 前項(1)から(4)の各変動理由のうち、これまでの審議において特に論点となっているのは、(4)購入、売却、発行及び決済額である。売買目的有価証券及びデリバティブについては、購入、売却、発行及び決済額を個々に区別せず純額で表示すること認める方向性で検討が進められてきた。一方で、その他有価証券については方向性が定まっておらず、次の3つの案が考えられるため、それぞれの案について分析する。

- (1) その他有価証券についても、前項(4)①の購入、売却、発行及び決済額について純額での開示を求める。

当該方法では、前項(4)①に記載したように、期中に残高の増減を伴う投資活動があったのかどうか把握できないため、日常的に短期売買を繰り返し行うことが想定されないその他有価証券について、十分に有用な情報を提供することができないと考えられる。

- (2) その他有価証券については、前項(4)②の増加要因と減少要因の別での開示を求める。

当該方法は、前項(4)②に記載したように、その他有価証券について有用な情報を提供できると考えられる。また、連結キャッシュ・フロー計算書の投資活動によるキャッシュ・フローの規定<sup>1</sup>とも整合的と考えられ、(3)の案と比較すると作成コストが小さくなる可能性があると考えられる。

- (3) その他有価証券については、前項(4)③の購入、売却、発行及び決済額の別での開示を求める。

当該方法は、前項(4)③に記載したように、その他有価証券について最も有用な情報を提供することが可能と考えられ、また、国際的な会計基準とも整合的となる。ただし、(2)の案と比較すると、連結キャッシュ・フロー計算書の投資活動によるキャッシュ・フローの規定よりも詳細な開示を求めることとなり、作成コストが大きくなる可能性があると考えられる。なお、一部の業種には、連結キャッシュ・フロー計算書においても有価証券のキャッシュ・フローを、「取得」、「売却」、

---

<sup>1</sup> 公認会計士協会 会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」第8項にて、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分には「有価証券及び投資有価証券の取得及び売却等の取引に係るキャッシュ・フローを記載する。」とされている。

「償還」に分ける実務も存在するようである。

9. 前項で分析したように、その他有価証券についての開示方法として、前項(1)の方法は適切でないと考えられる。前項(2)及び(3)については、前項(3)の方法が情報の有用性の観点からはもっとも望ましいと考えられるが、以下の点から、前項(2)の方法は、情報の有用性と作成コストのバランスが取れると考えられる。

- (1) 増加要因及び減少要因それぞれに分けて開示することにより、その他有価証券についての投資活動に関する有用な情報を提供することができる。
- (2) 連結キャッシュ・フロー計算書の規定と整合させることにより、追加的な作成コストを低減させることが可能となると考えられる。

#### (提案)

10. 第7項から第9項までの検討を踏まえ、期首残高から期末残高の調整表については、次のとおり開示を求めることが考えられるがどうか。
- (1) 第4項の各変動理由のそれぞれの情報について、調整表において開示することを求める。ただし、その他有価証券については、増加要因（購入及び発行の合計）及び減少要因（売却及び決済額の合計）それぞれの金額で開示することも認める。さらに、売買目的有価証券及びデリバティブについては、購入、売却、発行及び決済額を個々に区別せず純額で開示することも認める。
- (2) 一般的な重要性の適用による場合を除き、表形式によらない説明を認めるための特段の定めは設けない。一般的な重要性の適用により表形式によらない説明が認められるのは、レベル3の金融商品の残高の期首から期末までの変動の大部分が、単一の変動理由によって説明できる場合に限られる。

#### ディスカッション・ポイント

期首残高から期末残高の調整表に関して、聞かれた意見を踏まえた事務局の追加的な分析及び第10項の提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

## 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響

### (これまでの審議において聞かれた意見)

11. 第 133 回金融商品専門委員会及び第 392 回企業会計基準委員会の審議においては<sup>2</sup>、作成コストと有用性のバランス、及びポートフォリオの多様性に伴う代替的な仮定や開示様式の多様性について検討したうえで、本開示項目を開発する基準において適用することを提案し、また、その際には、次の方針とすることを提案していた。
- (1) 具体的な開示の前提や様式は財務諸表作成者に委ね、開示の内容を特定しない。  
また、結論の背景において、開示の前提となっている仮定についても開示すべきことを説明する。
  - (2) 時価の変動が著しい場合にのみ本開示項目の開示を要求する旨を結論の背景に記載する。
12. これに対して、主に以下の意見が聞かれている。
- (1) 本開示は予測情報とも考えられ、過去情報を中心とした現在の財務諸表における開示に導入されることに違和感がある。公開草案で広く意見を聞くべきである。

---

<sup>2</sup> 第 128 回金融商品専門委員会及び第 386 回企業会計基準委員会においては、以下の分析を示していた。

- 財務諸表作成者に対するアウトリーチからは、一様に作成コストが高いことが指摘されているものの、財務諸表利用者からは、インプットの客観性が低いレベル 3 のインプットの感応度を開示することは有用であるとの意見が聞かれている。  
経営者の判断に基づく定量的な開示により、時価の相対的な客観性や信頼性が低い金融商品を保有する企業における経営者のリスク評価を財務諸表利用者が理解できる可能性があることに鑑み、コストに見合う情報の有用性がある可能性があると考えられるため、開発する基準において適用することが考えられる。
- なお、財務諸表利用者から、企業の分析の前提が明らかにならない限り、当該情報を使用することは困難であるとの意見が聞かれているが、当該項目の計算方法は決まったものがあるわけではなく、その方法は経営者の判断に基づき決定されるものである。この点、IFRS 第 13 号では、当該開示について、合理的に考え得る代替的な仮定を反映するための変更の影響をどのように計算したのかを開示しなければならないとされており、開示の定めとして当該記載も含めることが考えられる。

また、第 132 回金融商品専門委員会及び第 391 回企業会計基準委員会においては、以下の分析を示していた。

- 合理的に考え得る代替的な仮定に基づく情報は、その代替的な仮定が作られた前提が適切に開示される場合には、利用者の分析にとって有用な情報を提供する可能性があると考えられる。
- 代替的な仮定に変更した場合の影響額は、IFRS 第 13 号の開示の目的の 1 つである、観察可能でないインプットを用いた公正価値測定が当期純利益又はその他の包括利益に与える影響を評価するのに役立つ情報であると考えられ、開示の目的に合致している点でも情報の有用性はあると考えられる。

- (2) 本開示項目は作成方法の詳細が定められておらず比較可能性がないことも踏まえ、開示する必要性に乏しく、導入には強く反対する。
- (3) 米国会計基準における公正価値会計に関する開示の見直し<sup>3</sup>（以下、「ASU 2018-13」という。）でも、定量的な感応度分析を導入しないことが改めて決定されており、本開示項目は必要性に乏しいと考えられる。
- (4) 本開示項目は VaR などの市場リスクの分析では捉えられない時価の測定の不確実性を把握することに役立つ。
- (5) 経営者が時価評価する上で用いられなかった代替的な仮定を説明することによって、経営者が選択した時価評価の合理性を示すことになる。具体的な開示の前提や様式は財務諸表作成者に委ね、開示の内容を特定しない事務局提案には賛成するが、結論の背景では作成者の指針となるようなものを記載できるとよいと考える。
- (6) 観察できないインプットを代替的な仮定に変更した場合の影響について、概ね意見は出尽くしたと考えられるが、利用者と作成者の意見が平行線となっている。公開草案では作成者と利用者のそれぞれから適切にコメントが得られるよう両論併記で出してはどうか。

**(今回の追加的な分析)**

- 13. 本資料では、これまでの審議等で聞かれた意見も踏まえ、当該開示項目の情報の有用性とコストについて整理する。

**情報の有用性**

- 14. 情報の有用性については、主に次のような意見が聞かれている。

(利用者)

- (1) 経営者が時価評価する上で用いられなかった代替的な仮定を説明することによって、経営者が選択した時価評価の合理性を示すことになる（第 133 回金融商品専門委員会）。
- (2) 定量的な感応度分析は、レベル 3 の金融商品の保有から生じ得る損益や自己資本

---

<sup>3</sup> Financial Accounting Standard Board, “Fair Value Measurement (Topic 820) Disclosure Framework—Changes to the Disclosure Requirements for Fair Value Measurement,” FASB Accounting Standards Update No. 2018-13, August 2018.

への影響度合いを評価するにあたって有用であると考えられる。ただし、レベル 3 ポートフォリオを構成する金融商品の種類、性質等によって適切にグルーピングして開示されていない場合には、誤解を生じさせる可能性があり、有用な開示とはならない可能性があると考えられる（利用者へのアウトリーチ）。

- (3) レベル 3 の商品はインプットの確度が高くなく、そのインプットの感応度を開示することは、特に金融危機時において有用であると考えられる。定量的な感応度分析についてどのような開示が望ましいかについては、アナリストが作成者との対話の中で提案していくものではないか（利用者へのアウトリーチ）。

（作成者）

- (4) 海外の金融機関の開示例を見ると、多くの仮定を置いており適切な状況を示しているとはいえ、財務諸表利用者に対してかえって誤解を与える懸念があるのではないか（第 391 回企業会計基準委員会）。

- (5) 作成コストが大きい一方、実務において企業によって開示内容が多様であるため企業間比較が困難であると考えられ、有用な情報を提供するものではないと考えられる（第 391 回企業会計基準委員会）。

（監査人）

- (6) 本開示項目自体の有用性はあると考えられるが、監査対象となる財務諸表における注記項目として定めるべきかについては検討する必要があるのではないか（第 132 回金融商品専門委員会）。

## コスト

15. 作成コストについては、主に次のような意見が聞かれている。

- (1) 代替的な仮定の適切性等に関する検証の枠組みを構築する必要があり、作成者の負担が大きい（第 132 回金融商品専門委員会）。
- (2) リスク部署と協議の上、新規の決算フロー構築並びにリスク管理方法の見直しやシステム改修が必要であり、実務負担が重い可能性があると考えられる。また、期末日におけるレベル判定の後に、レベル 3 の商品に対して定量的な感応度分析を実施することとなるため負荷が高いと考えられる（作成者へのアウトリーチ）。
- (3) ブローカー価格等を時価の算定に利用する場合には本開示項目に必要な情報を入手することが困難である（作成者へのアウトリーチ、第 132 回金融商品専門委員会）。

## 分析

16. 第14項(1)から(3)に纏めたように、利用者からは、当該開示項目によって提供される情報について、課題があるとの意見が一部聞かれているものの、概ね有用であるとの意見が聞かれている。一方で、第14項(4)及び(5)のように、作成者からは、多くの仮定が置かれており、企業間で比較可能性がないのと懸念が示されている。また、第14項(6)のように、監査人からは、財務諸表の注記として適当か検討する必要があるとの意見が聞かれている。

当該開示項目については、一定の有用性は認められるものの、「合理的に考え得る代替的な仮定」の設定が作成者に委ねられているほか、個々の仮定の相互関係の設定が困難であることから、有用性には限界があると考えられる。また、財務情報としての信頼性や監査可能性の確保が難しく、財務情報とすべきものであるのか、非財務情報とすべきものであるか判断が難しいと考えられる。

17. さらに、作成者から、「合理的に考え得る代替的な仮定」の妥当性を検証する枠組みの構築には大きなコストを要するほか、感応度分析の実施も負荷が高いなど意見が聞かれている（第15項参照）。

## (提案)

18. 第16項及び第17項を踏まえ、観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響に関する開示については、日本基準に導入しないこととすることが考えられるがどうか。

### ディスカッション・ポイント

観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響に関する開示については、日本基準に導入しないこととする事務局の提案について、ご質問又はご意見をいただきたい。

## III. 金融商品時価開示適用指針の文案の検討

19. 以上の検討における提案に基づき修正した、金融商品時価開示適用指針第4-2項（新規追加）の文案は以下に示すとおりであり、その具体的な修正点は次のとおりである。

(1) 第392回企業会計基準委員会（2018年9月12日開催）で聞かれた、時価が帳簿

価額に近似するとみなせる理由としての「短期間で決済されるため」との金融商品時価開示適用指針の記載を残すべきではないかとの意見に基づき、当該記載を文案第4項(1)に追加した。

(2) 審議資料(2)-4 第13項の提案に基づき、次の修正を行った。

① 文案第4項(1)及び(3)の「時価の算定方法」を削除した。

(3) 第10項(1)の提案に基づき、文案第4-2項(4)②に、その他有価証券について、増加要因（購入及び発行の合計）及び減少要因（売却及び決済額の合計）それぞれの金額で開示すること認める旨を追加した。

(4) 第10項の提案に基づき、文案第4-2項(4)⑤の「観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響」の開示要求を削除した。

なお、これまでの審議における適用対象企業に関する提案は、これまでも文案に反映してこなかった。また、最新の提案である審議資料(2)-4 第18項(1)では適用対象企業について特段の区分を設けないことを提案していることから、適用対象企業について文案に定める必要はなく、下の文案は最新の提案に基づく文案となる。

下の文案では、第133回金融商品専門委員会（2018年9月11日開催）及び第392回企業会計基準委員会において提示した金融商品時価開示適用指針における時価に関する開示を追加する文案からの削除を取消線で示し、追加を下線で示している。また、文中の（¶）は、IFRS第13号における項番号を表すものであり、最終的には削除するものである。

#### 金融商品時価開示適用指針

4. 「金融商品の時価等に関する事項」（金融商品会計基準第40-2項(2)）については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

(1) 原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額並びに当該時価の算定方法を注記する。ただし、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては注記を省略することができる。

(中略)

(3) デリバティブ取引については、(1)に加えて、取引の対象物の種類（通貨、金

利、株式、債券及び商品等) ごとに、次の事項を注記する。

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの
- ア 貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額
  - イ 貸借対照表日における時価及び当該時価の算定方法
  - ウ 貸借対照表日における評価損益

なお、当該注記にあたっては、デリバティブ取引の種類(先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引等)による区分、市場取引とそれ以外の取引の区分、買付約定に係るものと売付約定に係るものの区分、貸借対照表日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間による区分等の区分により、デリバティブ取引の状況が明瞭に示されるように記載する。

- ② ヘッジ会計が適用されているもの

- ア 貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額
- イ 貸借対照表日における時価及び当該時価の算定方法

なお、当該注記にあたっては、ヘッジ会計の方法、デリバティブ取引の種類、ヘッジ対象の内容等の区分により、ヘッジ会計の状況が明瞭に示されるように記載する。また、イの注記にあたり、金利スワップの特例処理(金融商品会計基準(注14))及び為替予約等の振当処理(外貨建取引等会計処理基準注解(注7))。ただし、予定取引をヘッジ対象としている場合を除く。)については、ヘッジ対象と一体として、当該ヘッジ対象の時価に含めて注記することができる。

(中略)

4-2. 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」(金融商品会計基準第40-2項(3))については、以下を注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

- (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、企業会計基準第XX号「時価の算定に関する会計基準(仮称)」第XX項に定めるレベル1の時価、レベル2の時価及びレベル3の時価(¶93(b))を注記する。
- (2) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債ではないが、第4項(1)に従って貸借対照表日における時価が注記される金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、企業会計基準第XX号「時価の算定に関する会計基準(仮称)」第XX項に定めるレベル1の時価、レベル2の時価及びレベル3の時価を注記する。(¶93(b)、97)

- (3) 第4項(1)に従って注記される貸借対照表日における時価がレベル2の時価又はレベル3の時価に区分される金融資産及び金融負債について、適切な区分に基づき、以下を注記する。
- ① 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明（『93(d)、97）
  - ② 時価の算定に用いる評価技法を変更した場合、その旨及び変更の理由（『93(d)、97）
- (4) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、当該時価がレベル3の時価に区分される場合、適切な区分に基づき、以下を注記する。
- ① 時価の算定に用いた重要な観察できないインプット（企業会計基準第XX号「時価の算定に関する会計基準（仮称）」第XX項参照）に関する定量的情報  
ただし、企業自身が観察できないインプットを作成していない場合（例えば、過去の取引又は第三者から入手した価格を調整せずに使用している場合）には、記載を要しない。（『93(d)）
  - ② 期首残高から期末残高への調整表（以下の当期中の変動額を区別して示す。）（『93(e)、93(f)）
    - ア 当期の損益に計上した額及びその表示科目
    - イ 当期のその他の包括利益に計上した額及びその表示科目
    - ウ 購入、売却、発行及び決済のそれぞれの額（ただし、取得（購入及び発行）及び売却等（売却及び決済）のそれぞれの額を示すこともできる。さらに、売買目的有価証券及びデリバティブについては、これらの額の純額を示すこともできる。）
    - エ 他のレベルからレベル3への振替額及び当該振替の理由
    - オ レベル3から他のレベルへの振替額及び当該振替の理由
 また、アに定める当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益及びその損益計算書における表示科目、並びにエ及びオの振替時点に関する方針を注記する。
  - ③ レベル3の時価についての企業の評価プロセス（例えば、企業における評価の方針及び手続の決定方法や各期の時価の変動の分析方法等）の説明（『93(g)）
  - ④ ①の観察できないインプットを変化させた場合に貸借対照表日における時価が著しく変動する場合、観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明  
なお、当該観察できないインプットと他の観察できないインプットとの間に相関関係がある場合には、相関関係の内容及び当該相関関係を前提とすると観察できないインプットを変化させた場合の変動幅が異なる可能性があるのかどうか

関する説明を注記する。(¶93(h)(i))

- ⑤—①の観察できないインプットを合理的な範囲で変化させた場合に貸借対照表日における時価が著しく変動する場合、その時価の変動により生じる当期の損益又はその他の包括利益への影響額、及びその影響の計算方法(¶93(h)(ii))—

#### ディスカッション・ポイント

金融商品時価開示適用指針第4-2項(新規追加)の文案の修正について、ご質問又はご意見を頂きたい。

以 上

## 別紙：IFRS第13号における開示に関する規定（抜粋）

## 開 示

- 91 企業は、財務諸表利用者が次の両方を評価するのに役立つ情報を開示しなければならない。
- (a) 当初認識後に財政状態計算書において経常的又は非経常的に公正価値で測定される資産及び負債については、評価技法及び当該測定を作成するのに用いたインプット
  - (b) 重大な観察可能でないインプット（レベル3）を用いた経常的な公正価値測定については、その測定が当期の純損益又はその他の包括利益に与える影響
- 92 第91項の目的を満たすために、企業は以下のすべてを考慮しなければならない。
- (a) 開示要求を満たすのに必要な詳細さのレベル
  - (b) さまざまな要求のそれぞれにどの程度の重点を置くべきか
  - (c) どの程度の集約又は分解を行うべきか
  - (d) 財務諸表の利用者が開示された定量的情報を評価するために、追加的な情報を必要とするかどうか
- 本基準又は他の IFRS に従って行われる開示が第91項に掲げる目的を達成できない場合には、当該目的を達成するのに必要な追加情報を開示しなければならない。
- 93 第91項の目的を満たすために、企業は、少なくとも、次の情報を、当初認識後に財政状態計算書において公正価値（本基準の範囲に含まれる公正価値を基礎とする測定を含む）で測定される資産及び負債のクラス（資産及び負債の適切なクラスの決定に関する情報は、第94項参照）ごとに、開示しなければならない。
- (a) 経常的及び非経常的な公正価値測定について、報告期間末の公正価値測定、及び非経常的な公正価値測定について、当該測定の理由。資産又は負債の経常的な公正価値測定とは、他の IFRSにより各報告期間末に財政状態計算書において認識することが要求又は許容されている公正価値測定である。資産又は負債の非経常的な公正価値測定とは、他のIFRSにより特定の状況において財政状態計算書で測定することが要求又は許容されている公正価値測定である（例えば、企業が売却目的保有の資産を、当該資産の売却コスト控除後の公正価値が帳簿価額よりも低いために、IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って、売却コスト控除後の公正価値で測定する場合）。
  - (b) 経常的及び非経常的な公正価値測定について、公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベル（レベル1、2又は3）
  - (c) 報告日現在で保有している資産又は負債のうち経常的に公正価値で測定されるものについて、公正価値ヒエラルキーのレベル1とレベル2との間のすべての振替、その振替の理由及び、レベル間の振替がいつ生じたとみなすかの決定に関する企業の方針（第95項参照）。各レベルへの振替は、各レベルからの振替とは区別して開示し説明しなければならない。
  - (d) 公正価値ヒエラルキーのレベル2及びレベル3に区分される経常的及び非経常的な公正価値測定について、公正価値測定に用いた評価技法とインプットの説明。評価技法に変更があった場合（例えば、マーケット・アプローチからインカム・アプローチへの変更や、追加的な評価技法の使用）には、企業は、その変更の旨及び変更の理由を開示しなければならない。公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定については、企業は、公正価値測定に用いた重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報を提供しなければならない。企業が公正価値を測定する際に定量的な観察可能でないインプットを作成していない場合には、この開示要求に従うための定量的情報を作成する必要はない（例えば、企業が過去の取引又は第三者の価格付け情報を修正なしに利用する場合）。しかし、この開示を提供する際に、企業は、定量的な観察可能でないインプットのうち、公正価値測定に重要で、企業が合理的に利用可能なものを無視することはできない。
  - (e) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、期首残

高から期末残高への調整表（以下に起因する当期中の変動を区別して開示）

- (i) 当期純利益に認識した利得又は損失の合計額、及びそれらの利得又は損失が認識されている純損益の中の表示科目
  - (ii) その他の包括利益に認識した利得又は損失の合計額、及びそれらの利得又は損失が認識されているその他の包括利益の中の表示科目
  - (iii) 購入、売却、発行及び決済額（これらを区別して開示）
  - (iv) 公正価値ヒエラルキーのレベル3へのすべての振替又はレベル3からのすべての振替の金額、それらの振替の理由、及びレベル間の振替がいつ生じたとみなすのかの決定に関する企業の方針（第95項参照）。レベル3への振替は、レベル3からの振替とは区別して開示し説明しなければならない。
- (f) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、純損益に含まれている(e)(i)の当期の利得又は損失の合計額のうち、報告期間末現在で保有している資産及び負債に関連する未実現損益の変動に起因する額、及びそれらの未実現損益が認識されている純損益の中の表示科目
- (g) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的及び非経常的な公正価値測定額について、企業が用いた評価プロセスの説明（例えば、企業が評価の方針及び手続をどのように決定し、各期の公正価値測定の変動をどのように分析しているかなど）
- (h) 公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される経常的な公正価値測定について、
- (i) こうした測定のすべてについて、観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定の感応度の記述的説明（それらのインプットを異なる金額に変更すると、公正価値測定が著しく高くなったり低くなったりする可能性がある場合）。それらのインプットと公正価値測定に使用される他の観察可能でないインプットとの間に相互関係がある場合には、企業は、それらの相互関係と、それが観察可能でないインプットの変動が公正価値測定に与える影響をどのように増幅又は軽減させる可能性があるのかの説明も提供しなければならない。この開示要求に従うためには、観察可能でないインプットの変動に対する感応度の記述的説明に、少なくとも、(d)に従う際に開示した観察可能でないインプットを含めなければならない。
  - (ii) 金融資産及び金融負債について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更すると公正価値が著しく変化する場合には、企業は、その旨を記述し、それらの変更の影響を開示しなければならない。企業は、合理的に考え得る代替的な仮定を反映するための変更の影響をどのように計算したのかを開示しなければならない。この目的上、著しいかどうかは、純損益及び資産合計又は負債合計（公正価値の変動がその他の包括利益に認識される場合には、資本合計）について判断しなければならない。
- (i) 経常的及び非経常的な公正価値測定について、非金融資産の最有効使用が現在の用途と異なる場合には、企業はその旨及び当該非金融資産が最有効使用と異なる方法で使用されている理由を開示しなければならない。
- 94 企業は、資産及び負債の適切なクラスを、以下に基づいて決定しなければならない。
- (a) 当該資産又は負債の性質、特性及びリスク
  - (b) その公正価値測定が区分される公正価値ヒエラルキーのレベル
- クラスの数、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定については増やす必要があるかもしれない。それらの測定は不確実性と主観性の程度が大きいからである。公正価値測定に関する開示を提供すべき資産及び負債の適切なクラスの決定には、判断を必要とする。資産及び負債のクラスは、財政状態計算書で表示される表示科目よりも細分する必要がある場合が多いであろう。しかし、企業は、財政状態計算書に表示されている表示科目への調整が十分にできるような情報を提供しなければならない。他のIFRSが資産又は負債のクラスを定めている場合、企業は、そのクラスが本項の要求に合致していれば、そのクラスを本基準で要求している開示を提供する際に使用することができる。
- 95 企業は、第93項(c)及び(e)(iv)に従って公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替がいつ生じ

たとみなすかの決定に関する方針を開示し、それに首尾一貫して従わなければならない。振替を認識する時期に関する方針は、そのレベルへの振替とそのレベルからの振替について同じでなければならない。振替の時期の決定に関する方針の例としては、次のようなものがある。

- (a) 振替を生じさせた事象又は状況の変化の日
  - (b) 報告期間の期首
  - (c) 報告期間の末日
- 96 企業が第48項の例外措置を使用するという会計方針の決定を行う場合には、その旨を開示しなければならない。
- 97 財政状態計算書において公正価値で測定されていないが、公正価値が開示されている資産及び負債の各クラスについて、企業は、第93項(b)、(d)及び(i)で要求している情報を開示しなければならない。ただし、第93項(d)で要求している公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定に用いた重大な観察可能でないインプットに関する定量的な開示を提供することは要求されない。このような資産及び負債については、企業は本基準で要求している他の開示を提供する必要はない。
- 98 公正価値で測定され、分離不可能な第三者の信用補完とともに発行されている負債について、発行者は、その信用補完の存在及びそれが当該負債の公正価値測定に反映されているかどうかを開示しなければならない。
- 99 企業は、本基準が要求している定量的開示を表形式で表示しなければならない。ただし、他の様式の方が適切な場合を除く。

(参考) IFRS 第13号における開示項目

開示項目	公正価値で測定する項目						公正価値で測定せず、公正価値を開示する項目		
	経常的			非経常的			L1	L2	L3
	L1	L2	L3	L1	L2	L3			
報告期間末日現在の公正価値	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
当該測定の原因				✓	✓	✓			
公正価値ヒエラルキーのレベル	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ヒエラルキーにおけるレベル間の振替	✓	✓	✓						
ヒエラルキーのレベル間の振替がいつ生じたかの決定に関する方針	✓	✓	✓						
使用した評価技法及びインプットの記述		✓	✓		✓	✓		✓	✓
評価技法の変更とその理由		✓	✓		✓	✓		✓	✓
重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報			✓			✓			
期首残高から期末残高への調整表(振替に関する情報を含む)			✓						
純損益に認識した未実現利得・損失			✓						
評価のプロセス及び方針の記述			✓			✓			
観察可能でないインプットの変化に対する感応度(説明的記述)			✓						
合理的に考え得る仮定の変更に対する感応度(定量的、金融商品のみ)			✓						
最も有効使用が現在の用途と異なる場合の理由(非金融資産のみ)	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ポートフォリオの例外を適用する旨	✓	✓	✓						